地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	
地方公務員災害補償法施行令	国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二	地方独立行政法人法施行令(亚	目次
地方公務員災害補償法施行令(昭和四十二年政令第二百七十四号)	(昭和二十八年政令第二百十五号) (抄)	(平成十五年政令第四百八十六号) (抄)	
) (抄)	抄	::	
【附則第二項関係】14	:) 【附則第二項関係】10	1	

(傍
線
の部
労
は
改
止部
分
\sim

規模以上のもの 二 会議場施設、展示施設又は見本市場施設であって総務省令で定める	
する介護老人保健施設「予請保険法(平成力年沒得第百二十三号)第八条第二十七項に規定	
- 一)隻長食は、区域に早に買いている。 におけるものとする。	1.11(各)に掲げるものとする。
第四条 法第二十一条第五号に規定する政令で定める公共的な施設は、次	第四条 法第二十一条第五号に規定する政令で定める公共的な施設は、次
(公共的な施設の範囲)	(公共的な施設の範囲)
(新設)	三 前二号に掲げるもののほか、総務大臣の指定する事項
)である地方公共団体の名称の変更)である地方公共団体の名称の変更
二 設立団体(法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。	二 設立団体(法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。
一 従たる事務所の所在地の変更	一従たる事務所の所在地の変更
次に掲げるものとする。	次に掲げるものとする。
第二条 法第八条第二項ただし書に規定する政令で定める軽微な変更は、	第二条 法第八条第二項ただし書に規定する政令で定める軽微な変更は、
(議決及び認可を要しない定款の変更)	(議決及び認可を要しない定款の変更)
有する者の意見を聴かなけれはならない。	有する者の意見を聴かなけれはならない。
六条第四項の規定により評価をする場合には、評価に関して学識経験を	六条第五項の規定により評価をする場合には、評価に関して学識経験を
第一条 地方公共団体は、地方独立行政法人法(以下「法」という。) 第	第一条 地方公共団体は、地方独立行政法人法(以下「法」という。) 第
(出資財産の評価の方法)	(出資財産の評価の方法)
現行	改正案
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	

	一 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容体の長に提出しなければならない。
	可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団いて「現物による出資等団体への納付」という。)について、同項の認
	する出資等団体をいう。以下同じ。)への納付(第一号及び第五号にお
	産をいう。以下同じ。)の出資等団体(法第四十二条の二第一項に規定
	出資等に係る不要財産(法第六条第四項に規定する出資等に係る不要財
(新設)	第五条の二 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の規定による
	(出資等に係る不要財産の出資等団体への納付)
)が二百億円以上であること	
行政去人の負責の金額に相当する金額として設立団体の長が定める額	
。)であって最終の貸借対照表がないものにあっては、当該地方独立	
法人(法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ	
の負債の部に計上した金額の合計額(新たに設立された地方独立行政	
の貸借対照表(以下この号において「最終の貸借対照表」という。)	
二 法第三十四条第一項の規定により設立団体の長の承認を受けた最終	
の額が百億円以上であること。	
に限る。)及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金	
一 法第三十五条に規定する財務諸表、事業報告書(会計に関する部分	
かに該当することとする。	
第五条 法第三十五条に規定する政令で定める基準は、次の各号のいずれ	第五条 (略)
(資本の額その他の経営の規模の基準)	
(新設)	三 博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館

- で必要がなくなったと認められる理由 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上
-) 領(現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額額(現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日における帳簿価三 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価
- の内容 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他そ
- 五 現物による出資等団体への納付の予定時期
- 六 その他必要な事項
- る不要財産を納付するものとする。 、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、当該出資等に係2 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の認可を受けたときは

(出資等に係る不要財産の譲渡収入による出資等団体への納付)

第五条の三 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第二項の規定により第五条の三 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第二項の規定によりればならない。

内容譲渡収入による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の

- で必要がなくなったと認められる理由 一 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上
- 三 納付の方法を譲渡収入による出資等団体への納付とする理由

(新設)

四当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価

額

五 当該出資等に係る不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額

見込額及びその合計額
対 当該出資等に係る不要財産の譲渡に要する費用の費目、費目ごとの

七 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他そ

八 当該出資等に係る不要財産の譲渡の方法

の内容

九 当該出資等に係る不要財産の譲渡の予定時期

十 譲渡収入による出資等団体への納付の予定時期

十一 その他必要な事項

載した報告書を設立団体の長に提出するものとする。 に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記2 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第二項の認可を受けて出資等

譲渡した出資等に係る不要財産の内容

第一項及び第二項第一号において「譲渡収入額」という。)当該出資等に係る不要財産の譲渡によって得られた収入の額(次条

金額及びその合計額三一当該出資等に係る不要財産の譲渡に要した費用の費目、費目ごとの

四 当該出資等に係る不要財産を譲渡した時期

のとする。 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するも

地方独立行政法人に通知するものとする。 条の二第二項の規定により総務大臣が定める基準に従い算定した金額を 設立団体の長は、第二項の報告書の提出を受けたときは、法第四十二

5 ろにより算定した額の割合をいう。 団体からの出資又は支出の額に相当する額として総務大臣の定めるとこ 額として総務大臣の定めるところにより算定した額に占める当該出資等 知された金額に当該出資等団体の出資等割合 出資等団体が二以上である場合においては、 定する期日までに、 の帳簿価額のうちの出資等団体からの出資又は支出の総額に相当する 地方独立行政法人は を納付するものとする。 出資等団体に、 前項の通知を受けたときは、 次条において同じ。 同項の規定により通知された金額(出資等団体ごとに、 (当該出資等に係る不要財 設立団体の長の指 を乗じて得た 当該通

(簿価超過額の出資等団体への納付)

第五条の四 割合を乗じて得た額) いては、 けようとするときを除き、 の全部又は 条の二第 があった場合には、 出資等団体に、 出資等団体ごとに、 一項に規定する簿価超過額をいう。 地方独立行政法人は、 部の金額を出資等団体に納付しないことについて認可を受 を納付するものとする。 法第四十二条の二第三項ただし書の規定によりそ 簿価超過額 前条第五項の設立団体の長の指定する期日ま 当該簿価超過額に当該出資等団体の出資等 譲渡収入額に簿価超過額 (出資等団体が二以上である場合にお 以下この条において同じ。 (法第四十二

の長に提出しなければならない。 の報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体 体に納付しないことについて認可を受けようとするときは、前条第二項 体に納付しないことについて認可を受けようとするときは、前条第二項 の最に提出しなければならない。

当該出資等に係る不要財産の帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額

(新設)

本の出資等割合を乗じて得た額)を納付するものとする。 たときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体が二以上である場合においては、出資等団体ごとに、当該控除した額(出資等団体が二以上である場合においては、出資等団体でとい、第価超いのようでは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超いの出資等割合を乗じて得た額)を納付するものとする。

(設立団体の長から設立団体以外の出資等団体の長への通知)

第五条の五 設立団体の長は、設立団体以外の出資等団体の長に通知しなけれでいた。 とは第三項ただし書の認可をした場合若しくは同項ただし書の認可をした場合若しくは同項ただし書の認可をした場合若しくは同項ただし書の認可を下側に掲げる ま で の 申請書の提出があった場合若しくは同条第四項の通知をした場合は、 で の 表 の 上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、遅滞なく、当該設立団体以外の出資等団体の長に通知しなければならない。

法第四十二条の二第二|法第四十二条の二第二項の認可をした旨

長が指定した期日

第五条の二第二項の規定により設立団体の

法第四十二条の二第一項の認可をした旨

項の認可をした場合法第四十二条の二第一

(新設)

知を した 場合 四 三 二	条の三第四項の申条の三第一項の申	高 請書の提出があった場 び 項	(は第四十二条の二第三 一本い処分をした場合 二年の記可をしまの記可をします。)	項の認可をした場合 二 た場合 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
「第五条の四第二項の申請書の提出があった 第五条の三第五項の規定により設立団体の 長が指定した期日 長が指定した期日 長が指定した期日 日本の三第五項の規定により設立団体の 日本の三第四項の通知をした旨及び同項 1		項び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事の出第一項の申請書の提出があった旨及	長が指定した期日 第五条の四第四項の規定により設立団体のしない処分をした旨	長が指定した期日 第五条の四第三項の規定により設立団体のした旨 法第四十二条の二第三項ただし書の認可を

た同項各号に掲げる事項

(資本金の減少に係る通知及び報告)

第五条の六 方独立行政法人の資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、 独立行政法人に対する出資等団体からの出資がなかったものとされ、 設立団体の長は、 法第四十二条の一 第四項の規定により 地方 地

その金額を当該地方独立行政法人に通知するものとする。

2

る。

減少したときは、 地方独立行政法人は 遅滞なく、 法第四十二条の二第四項の規定により資本金を その旨を設立団体の長に報告するものとす

(新設)

第六条 (略)

(政治的行為を制限される職員の職に係る基準)

第六条 て同じ。)の理事長が定める職の基準は、次のとおりとする。 二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。 法第五十三条第二項の規定に基づき特定地方独立行政法人(法第 以下この条にお

特定地方独立行政法人の役員を職制上直接に補佐する職

らに準ずる組織の長及び職制上これを直接に補佐する職 特定地方独立行政法人の主たる事務所の局、 部若しくは課又はこれ

準ずる組織 若しくは課又はこれらに準ずる組織の長及び職制上これを直接に補佐 制上これを直接に補佐する職並びに営業所等で大規模なものの局、 特定地方独立行政法人の営業所、出張所、 (以下この号において「営業所等」という。) の長及び職 附属施設その他これらに 部

する職

(設立団体が二以上である場合の特例

(設立団体が二以上である場合の特例

	2 (略)	当該設立団体の長が協議して定めるところによる。	並びに第五条の四第三項及び第四項に規定する権限の行使については、	の二第四項並びに第五条第二号、第五条の二第二項、第五条の三第五項	第十四条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る法第四十二条
る。 めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとす	2 設立団体が二以上である場合において、第七条の規定により規則で定		ところによる。	に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定める	第十四条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第五条第二号

いう。)、地	、他の地方公共団体等の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行 、	いう。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において	地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」と 3						(略)			ter	h	Tife.	#10			第七条 (略) 第-	(地方公務員としての引き続いた在職期間の計算)	改正案
>	、他の地方公共団体等の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行	いう。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において	地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」と	在職期間として計算する。	た在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員としての引き続いた	員としての引き続いた在職期間の始期から地方公務員としての引き続い	規定する事由によつて引き続いて職員となつた場合においては、先の職	公務員となり、引き続き地方公務員として在職した後法第七条第五項に	職員が法第十九条第二項の規定により退職手当を支給されないで地方	としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。	、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の地方公務員	額で除して得た数に十二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは	ない場合においては、当該給付の額を退職の日におけるその者の俸給月	地方独立行政法人の退職手当の支給の基準において明確に定められてい	期間がその者が在職した地方公共団体の退職手当に関する規定又は特定	の計算の基礎となつた在職期間(当該給付の計算の基礎となるべき在職	定による退職手当に相当する給付の支給を受けているときは、当該給付	第七条 法第七条第五項の場合において、地方公務員が退職により法の規	(地方公務員としての引き続いた在職期間の計算)	現

方公社 手当 ľ なるため退職し なるため 通算制度を有する一般地方独立行政法人等」という。 用される者としての勤続期間に通算することと定めているもの の職員としての勤続期間を含む。)を当該一般地方独立行政法人等に使 条第二項の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となつた者 地方独立行政法人等に使用される者となつた場合に、 法人等の要請に応じ、 れる者が、 る規程において、 を受けた者の要請に応じ、 共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているもの 公共団体等の公務員となつた場合に、 法人等の要請に応じ、 される者 公務員 人等に使用される者として在職した後引き続いて再び特定地方公務員と (役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。 般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間を当該地方公 同じ。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政 以下同じ。 般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間 (これに相当する給付を含む。以下この項において同じ。) に関す 〇 以 下 (地方住宅供給公社、 ジ退職し、 (役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。 任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政 若しくは公庫等 「特定地方公務員」という。)が、 かつ、 地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等に使用 かつ、 (以 下 退職手当を支給されないで、 退職手当を支給されないで、 引き続き通算制度を有する一般地方独立行政 引き続き地方公務員として在職した後更に法第 「一般地方独立行政法人等」という。)に使用 引き続いて一般地方独立行政法人等で、 (法第七条の二第 地方道路公社及び土地開発公社をいう。 他の地方公共団体等の公務員又は 一項に規定する公庫等を 任命権者又はその委任 引き続いて当該一般 引き続いて当該地)に使用される者 地方公務員又は 以下同じ。 (法第十九 (以下「 以下同) と 退職 以 方 他 さ \mathcal{O}

。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は れる者 同じ。 規程において、 務員 公社 るため退職し、 等に使用される者として在職した後引き続いて再び特定地方公務員とな るため退職し、 役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。 算制度を有する一般地方独立行政法人等」という。 される者としての勤続期間に通算することと定めているもの 職員としての勤続期間を含む。)を当該一般地方独立行政法人等に使用 第二項の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となつた者 方独立行政法人等に使用される者となつた場合に、 る者が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は 当 (これに相当する給付を含む。以下この項において同じ。) に関する 受けた者の要請に応じ、 団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているもの 般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間を当該地方公 共団体等の公務員となつた場合に、 人等の要請に応じ、 人等の要請に応じ、 般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間 以下同じ。) (以 下 (地方住宅供給公社、 (役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。 若しくは公庫等 「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任 地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等に使用され かつ、 かつ、 (以下「一般地方独立行政法人等」という。) 退職手当を支給されないで、 退職手当を支給されないで、引き続いて当 引き続き通算制度を有する一 引き続き地方公務員として在職した後更に法第七 引き続いて一般地方独立行政法人等で、 (法第七条の二第 地方道路公社及び土地開発公社をいう。 他の地方公共団体等の公務員又は 一項に規定する公庫等をいう 引き続いて当該地方公)に使用される者 般地方独立行政 地方公務員又は 一般地方独立行政 一般地方独立行政法 以下同じ。 (法第十九 〇 以 下 該 以下 に使用さ)とな 退 般 以下 職手 同じ 他 0) 共

しての引き続いた在職期間として計算する。 としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員とは、先の職員としての引き続いた在職期間)の始期から後の地方公務員は、先の地方公務員としての引き続いた在職期間(法第十九条第二項とよの現定に規定する事由によつて引き続いて職員となつた場合におい

4~6 (略)

4

ての引き続いた在職期間として計算する

しての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員とし、先の職員としての引き続いた在職期間)の始期から後の地方公務員と規定により退職手当を支給されないで地方公務員となつた者にあつてはは、先の地方公務員としての引き続いた在職期間(法第十九条第二項の条第五項に規定する事由によつて引き続いて職員となつた場合において

- 通算制度を有する一般地方独立行政法人等である移行型一般地方独立 通算制度を有する一般地方独立行政法人等に使用される者とな 地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の成立の日の前日に特定地方公 2 での規定により地方公司では、同項の規定により引き続いて当該移行型一般地方独 2 での規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要 1 での規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要 1 での規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要 1 での規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要 1 での規定により地方公務員としての身分を失つたことを発行型一般地方独 2 である移行型一般地方独立 1 に対している。以下同じ。)の成立の日の前日に特定地方公 2 である移行型一般地方独立 1 に対している。
- 員としての引き続いた在職期間として計算する。 通算制度を有する一般地方独立行政法人等である公庫等に使用される 通算制度を有する一般地方独立行政法人等である公庫等に使用される 通算制度を有する一般地方独立行政法人等である公庫等に使用される 通算制度を有する一般地方独立行政法人等である公庫等に使用される

5

職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職したの難員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等

その者の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。の始期から地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をの始期から地方公務員としての引き続いては、先の職員としての引き続いた在職期間で職員として在職した後法第七条第五項に規定する事由によつて引き続い後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き地方公

(傍線	
めの部	
分	
は改	
正部	
分	

平均給与額の百分の百に相当する金額とする。	以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかつた日から四月間は、くは疾病にかかり、又は通勤(法第二条第二項に規定する通勤をいう。	する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。)上負傷し、若し地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第三項に規定	第五条 船員に係る法第二十八条の規定による休業補償の金額は、公務(改正案
均給与額の百分の百に相当する金額とする。	下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかつた日から四月間は、平は疾病にかかり、又は通勤(法第二条第二項に規定する通勤をいう。以	る一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。)上負傷し、若しく地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十五条に規定す	第五条 船員に係る法第二十八条の規定による休業補償の金額は、公務(現行